

◆資料1◆

「統一交渉に係わる時間内組合活動の見直し」団体交渉での最終提案に対する判断について

2006年12月20日
第38回中央執行委員会

はじめに

総務省は、昨年7月、「大阪市の時間内組合活動問題」を契機に「職員団体に係る職務専念義務の免除等に関する調査」を行い、その後労働組合に関わる同様な調査を行った。その調査を踏まえて総務省は今年1月18日に「職員団体の活動に係る職務専念義務の免除等について（通知）」を出した。今年度についても7月31日付で同様な調査を行うとして照会文書を、各都道府県及び政令指定都市に出した。年明けの1月か2月には調査結果が公表されると予想されている。

こうした国の動きと並行して各自治体においては時間内組合活動の見直しが次々と行われてきた。11月23日に、都と都庁職との交渉で一定の経過措置を設けたうえで総務省が通知している「条例準則通り」とすることで着落した。

こうしたなかで区長会は11月21日の団体交渉において協議期限を12月末と延長してきた。これまで事務折衝を中心に進めてきたが、協議期限が迫るなか、本日の「統一交渉に係わる時間内組合活動の見直し」（第4回）団体交渉で最終提案がされた。

1、区長会の最終提案に至る経過

- (1) 2月20日清掃交渉体制協議会第3回清掃勤務条件部会交渉
- 今年度からの交渉体制ルールを協議する中で時間内組合活動は大幅な見直しをされた。しかし、区長会の認識は時間内組合活動の範囲について一言申し上げますと、今回の提案に留まることなく、更なる適正化に向けて、引き続き不断の見直しを図ってまいりたいと考えております」というものであった。
- (2) 5月17日「互助組合の見直しに係る協議（第1回）団体交渉
- 区長会は「今日の厳しい社会経済情勢の下で、職員の

勤務案件に対する区民の目は大変厳しいものがございいます。このような状況を踏まえ、時間内組合活動については、清掃交渉体制協議会の中で、昨年度、新たなルールづくりを行ったところですが、一層の適正化に向けて、早急に取り組む必要があると認識しております。引き続き更なる見直しを行っていきたいと考えております」と姿勢を変えることはなかった。

(3) 6月7日、6月26日、8月9日処理委員会専門委員会交渉

3回の処理委員会専門委員会交渉を行ってきたが労使双方の主張は平行線であった。

(4) 9月20日第1回「統一交渉に係わる時間内組合活動の見直し」団体交渉

区長会からは、協議又は交渉と密接に関係している清掃労組の機関運営について、協議又は交渉と位置付ける取扱い、廃止したい」とし、これまで認めてきた時間内組合活動を全て廃止するといったものであった。この提案内容が、都が都庁職に対して2月17日に行った提案と同じものであった。

具体的には、「この見直しに伴う対応として、各特別区において組合活動に係る無給職免又は組合休暇を導入し、清掃労組の一定の機関運営に勤務時間中に従事する場合には、無給で認めることができることいたします」とし、認める範囲は、これまでの交渉に密接に関係する機関運営のみ（大会（年1回：1回8時間を限度）、中央委員会（年15回：1回4時間を限度）、中央執行委員会（週1回：1回8時間を限度））というものであった。上限日数は、統一交渉に係わる組合活動以外の組合活動も含めて、職員一人当たり年間30日との提案であった。また、実施時期は、平成19年4月1日、交渉期限は平成18年11月30日としていた。

(5) 10月24日第2回「統一交渉に係わる時間内組合活動の見直し」団体交渉

これまでの区長会提案に対するわが組合の反論に対する反論がされた。

(6) 11月21日第3回「統一交渉に係わる時間内組合活動の見直し」団体交渉

協議期限を11月30日から12月末に延長する提案がされた。

(7) 12月20日第4回「統一交渉に係わる時間内組合活動の見直し」団体交渉

「統一交渉に係わる時間内組合活動の見直しについて（最

終案）」を提案した。

2、最終提案に対する判断

今回の区長会の提案は、正当な組合活動について勤務中にいうことを実質的に認めないとするものであり、到底認められないものである。我々には労働基準法や労働安全衛生法などを適用されることから本来的に労使交渉での合意を当局が必要とするものが多々あるのが実態である。その意味からすれば不当な提案であるとも言えるものである。時間外労働ひとつとっても本人の同意はもちろんのこと労使合意は必要不可欠であり、このことは当然の必要なことである。これらのことはこの間の団体交渉でも何度となく主張してきたことである。

しかし、公務員パッシングを背景とした総務省の不当な「指導」や都をはじめとする他団体の対応、各区議会の動きなど、総合的に判断することが求められている。全国の自治体で次々と改悪攻撃がされ、事実上残るのは特別区のみとなった現在、一定の判断をするべき時期に至っている。

わが組合は地公労法が適用され、わが組合の合意なしに一方的に条例改悪すること自体は不当労働行為に当たるものである。しかしながら、地公労法はもとより労働組合法が適用されるとはいえ、現在の公務員パッシングのなかで公の場において区民目の曝して争うことは得策とは考えられない。

従って、極めて残念であり不満ではあるが妥協することを選択する。

3、今後、対応すべき課題

今回の提案は、組織運営上、極めて重大な問題であり、都庁職の場合には、無給になった場合の単価は、平均で2,600円に上るとされており、年間30日との制限はあるものの膨大な金額にのぼることは明らかである。従って、わが組合にとって今後の機関運営に及ぼす影響は甚大である。

今後、早急に組織財政検討委員会を立ち上げて、機関会議のあり方を含めた組織運営や財政運営に関わる諸課題について早急に検討することとする。4月20日の定期大会以降の課題となっている地連の強化、総支部の立ち上げや諮問機関のあり方、都市清掃労働組合協議会のあり方など、さらには退職者会の問題についても総合的に検討を加え、早期に結論を出すこととする。

別紙2

勤務時間中に無給で行うことができる組合活動の範囲

清掃労組(本部)
・ 大会（年1回：1回8時間を限度） ・ 中央委員会（年15回：1回4時間を限度） ・ 中央執行委員会（週1回：1回8時間を限度）

(備考)
1 大会の承認対象職員
大会の構成員（代議員、特別代議員、中央委員、役員）に限って承認する。

2007年統一自治体選挙・参議院選挙を闘う政啓方針

2006年12月15日 第10回中央委員会

07年4月に行なわれる統一自治体選挙は、完全区移管後わが組合がはじめて取り組む統一自治体選挙となる。都知事選挙はもとより、区長選挙、区議会議員選挙は私たちの労働条件に大きく影響するものである。とりわけ、区長選挙は私たちの直接の利用者を決定するものである。また、区議会議員選挙の結果は各区議会の意思決定にあたり重要な影響を与えるものである。

また、参議院比例代表選挙は非拘束名簿式で行われ、各党の当選者は名簿順位ではなく得票順位により決定されることから、これまでの教訓を踏まえ、候補者名を組合員・有権者にいかに浸透させていくかが重要な課題である。このため、第4回中央委員会において決定した、民主党比例代表組織内候補「あいはらくみこ（自治労本部組織局次長）」の必勝にむけ、すべての職場で徹底した浸透、拡大、定着などの取り組みを進める。清掃事業の水準を一步たりとも後退させず、同時に私たちの労働条件を守る闘いにとって各区議会対策は極めて重要なものとなっている。こうした観点からも本部・支部・総支部が十分な意思統一を行い、組織的な対応と対策を取るものである。

1、基本的な考え方について

(1) 第75回定期大会で承認された運動方針（政治活動の課題）1 政党との関係 (4)各級選挙への対応は、従来の経緯、上部団体の決定、各団体の要請などを受け、運動方針に照らし、推薦候補者を決定する。独自に支持できる候補者の推薦については、慎重に検討し決定する」により対応

することを基本とする。

(2) ただし、上記（1）は96年の第62回定期大会決定の踏襲であるので、区移管以降の今日的状況下での区議会対策の重要性を踏まえ推薦と「応援」をもって柔軟に対応する。

2、具体的な対応について

(1) 各区議会議員選挙にあたっては、各区政啓委員会、各支部、総支部の力量を踏まえわが組合の方針の枠内に納まる極力多くの区議会議員を推薦または「応援することとし、必要な場合は政策協定を締結する。

(2) 各区長選挙にあたっては、上部団体の推薦を踏まえ、わが組合との政策協定を締結し、推薦または「応援」する。また、各区政啓委員会、各支部、総支部は各区の実情に応じて各区職労の対応を見ながら本部と意思統一を行い具体的なかつ柔軟な対応をはかる。

(3) 都知事選挙については、上部団体の決定を踏まえ対応する。

(4) 23区以外の統一自治体選挙については、従来の経緯を踏まえ対応する。

3、政策協定について

(1) 各区議会議員選挙候補者との政策協定は各区の実情に合わせて各区政啓委員会及び各支部・総支部が候補者と調整のうえ締結する。なお、ひな型は本部で作成する。

◆資料2◆

統一交渉に係わる時間内組合活動の見直しについて（最終案）

統一交渉に係わり、職員が勤務時間中にいうことができる東京清掃労働組合（以下「清掃労組」という）の活動の範囲について、以下のとおり見直すこととする。

1、協議又は交渉の範囲

協議又は交渉と密接に関係している清掃労組の機関運営を、協議又は交渉と位置付ける取扱いは、廃止する。

協議又は交渉の範囲については、別紙1のとおりとする。

2、組合活動に係る無給職免又は組合休暇の導入

(1) 各特別区において、組合活動に係る無給職免又は組合休暇を導入し、清掃労組の一定の機関運営に勤務時間中に従事する場合には、無給で認めることができることとする。なお、その範囲については、別紙2のとおりとする。

(2) 上限日数は、統一交渉に係わる清掃労組の組合活動以外の組合活動も含めて、職員一人当たり年間30日とする。ただし、平成19年については、18日とする。

3、実施時期

平成19年6月1日

別紙1

勤務時間中に有給で行うことができる協議又は交渉の範囲

清掃労組(本部)
・ 団体交渉 ・ 小委員会交渉 ・ 専門委員会交渉（処理委員会における協議を含む。）

(備考)
・ 協議又は交渉について、代理出席を認めない。
・ 予備交渉については、協議又は交渉に付随するものとして、必要最小限の時間で行うことができるものとする。

2007年統一自治体選挙に向けた第一次推薦について

2006年12月15日 第10回中央委員会

区議会議員選挙推薦について

1、区議会議員選挙（2007年4月執行予定）について、わが組合は以下の候補予定者を推薦者とする。

2、推薦者氏名

台東区 岩井 孝吉（社民党・新）
目黒区 戸沢 二郎（社民党・現）
渋谷区 あしきわ 一明（民主党・現）
大田区 つの 圭子（民主党・現）
大田区 小笠原 春美（無所属・新）
世田谷区 羽田 圭二（社民党・現）
中野区 むとう 有子（無所属・現）
中野区 平島 好人（民主党・現）
豊島区 山口 菊子（社民党・現）
杉並区 あおと 功英（社民党・新）
足立区 秋山 秀俊（民主党・現）
江東区 中村 まさ子（無所属・現）
江東区 前田 かおる（無所属・新）

千葉県議会議員選挙推薦について

1、千葉県議会議員選挙（2007年4月執行予定）について、わが組合は以下の候補予定者を推薦者とする。

2、推薦者氏名

市川市選挙区 村上 克子（社民党・現）
我孫子選挙区 加藤 マリ子（社民党・現）
流山選挙区 小宮 清子（社民党・現）

千葉市議会議員選挙推薦について

1、千葉市議会議員選挙（2007年4月執行予定）について、わが組合は以下の候補予定者を推薦者とする。
2、推薦者氏名
亀井たくま（社民党・新）

